

平成28年熊本地震 被災者の皆さまへ

各種支援制度をご利用ください

菊陽町役場 ☎(232)2111

平成28年熊本地震で被災された皆さまを支援するさまざまな制度の一部をお伝えします。詳しくは町ホームページをご覧ください。町は国・県・関係機関と協力して、今後も被災者の皆さまの支援に取り組みます。

証明書の発行

家屋(住家)が地震の被害に遭ったことを証明するものです。生活再建支援資金の申請、税金の減免、各種融資の申請、損害保険の支払請求などに必要な場合があります。

- 必要書類
- 被災の状況が分かる写真
- 印鑑(認め印可)
- 本人確認資料(免許証など)
- ※別世帯の人が申請するときは、委任状が必要です。

被災証明書

被災した事実や住家に付帯する家財道具(家具、家電など)や作業場、車庫、門扉などの被害の事実を証明するものです。

- 必要書類
- 被災の状況が分かる写真
- 印鑑(認め印可)
- 本人確認資料(免許証など)
- ※保険請求に証明書が必要ない場合もあります。ご加入の保険会社にご確認ください。

被災者の生活支援制度など

被災者生活再建支援制度

住宅が全壊・大規模半壊の被害を受けた世帯などに生活再建のための支援金が支給されます。住宅の被災状況と世帯員数で支給上限額が異なります。

- 基礎支援金(被災証明書が必要)
- ①住宅が全壊の被害を受けた世帯 100万円
- ②住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体する世帯 100万円
- ③住宅が大規模半壊の被害を受けた世帯 50万円
- 加算支援金(再建方法に応じて支給)
- ①建設・購入 200万円
- ②補修 100万円
- ③賃借(公営住宅以外) 50万円

生活福祉資金(緊急小口資金)特例貸付

- 一時的な生活費を貸し付けます。
- 対象者 県内に住所を有し、当座の生活費が必要な世帯
- 上限額 原則、一世帯1回限り10万円(死亡者、要介護者、重傷者、妊産婦、学齢児童がいる場合などは20万円)
- その他 無利子で貸付

災害援護資金の貸付

住宅が全壊・半壊または家財の損害があった世帯に資金を貸し付けます。

- 負傷した世帯主の療養に必要な期間がおおむね1カ月以上で、次に当てはまる場合の貸付限度額
- ①住宅の損害がない場合 150万円
- ②家財の被害金額が価格のおおむね3分の1以上の損害がある場合 250万円
- ③住宅が半壊した場合 270万円
- ※建て直すとき、残存部分を取り壊さなければならないなど特別の事情がある場合は350万円
- ④住宅が全壊した場合 350万円
- 世帯主に負傷がなく、次のいずれかに当てはまる場合の貸付限度額
- ①家財の被害金額が価格のおおむね3分の1以上の損害がある場合 150万円
- ②住宅が半壊した場合 170万円(250万円)
- ③住宅が全壊した場合 250万円(350万円)
- ※建て直すとき、残存部分を取り壊さなければならないなど特別の事情がある場合はかっこ内の金額です。
- 償還期間 10年
- 据置期間 3年(特別の場合は5年)
- ※据置期間中は無利子で据置期間経過後は年利率3%です。

見舞金・弔慰金など

災害見舞金

家屋に全壊または半壊の被害を受けた人、死亡した人の遺族、2週間以上の入院を要する負傷を負った人に見舞金を支給します。※死亡・負傷は、災害弔慰金または災害障害見舞金の支給要件に当てはまる場合を除きます。

災害弔慰金

- ・生計主の死亡 500万円
- ・生計主以外の死亡 250万円
- ※災害障害見舞金の支給を受けている場合は、当該見舞金の額を控除した額になります。

災害障害見舞金

- ・生計主が災害で重度の障がいを受けた場合 250万円
- ・生計主以外の人が災害で重度の障がいを受けた場合125万円

住宅の修理など

被災住宅の応急修理

大規模半壊または半壊の被害を受けた住宅について、緊急に修理を行うことが必要な場合に修理費用の一部を助成します。

- 対象世帯 次の全てを満たす世帯
- ・大規模半壊または半壊の住家被害を受けた
- ・応急仮設住宅(民間賃貸住宅含)を利用しない
- ・応急修理を行うことで避難する必要がなくなる
- 上限額(所得制限あり) 1世帯当たり57万6千円

被災住宅の修理・再建相談

- 被災住宅の補修・再建の相談に無料に対応します。
- ☎ 住宅補修専用・住まいのダイヤル ☎0120(330)712

損壊家屋の解体撤去

- 要件 次の全てを満たすこと
- ・町主体の解体であること
- ・町から「被災証明書」が発行されており、被災の程度が半壊以上であること
- ・家屋の所有者が町による解体に同意していること
- ※既に解体している場合、一定の条件を満たせば対象です。

みなし仮設住宅(民間賃貸住宅借上げ事業)

- 4月14日時点で県内に住所があり、住居が全壊または大規模半壊の被害を受け、自らの資力では住居が確保できず、居住する住宅がない人が対象です。
- 期間・家賃 最長2年間、原則1カ月6万円以下

中小企業向けの支援制度など

セーフティネット保証4号(資金特例貸付)

地震の影響を受けた中小企業者がセーフティネット保証4号の認定を受けると一般保証とは別枠の信用保証協会の保証(保証割合100%)を利用できます。

- 要件
- ・町で1年以上継続して事業を行っていること
- ・原則最近1カ月の売上が前年同月に比べて20%以上減少し、その後2カ月を含む3カ月間の売上が前年同期に比べて20%以上減少が見込まれること
- 申請期限 7月21日(休)
- 注意事項 当該認定が信用保証を確約するものではありません。

被災証明書(中小企業等資金融資制度用)

地震で被害にあった事業者が信用保証協会の公的な融資制度などを活用するときに必要な書類です。

- 申請場所 商工振興課
- 必要書類
- ・被災証明書(事業所等用)
- ・被災状況が分かる写真(復旧前の写真)
- ・事業所(被災場所)の場所が分かる地図
- ※被災証明書の様式は町ホームページにあります。
- 注意事項 菊陽町内での被災の確認が必要です。現地調査を実施する場合があります。

医療費の支払い猶予と免除 (国保・後期高齢者医療・介護)

地震で被災した国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険の加入者で、次のいずれかにあてはまる人は、医療機関の窓口などで口頭で申告すると支払いが猶予されます。

■対象者

- ① 住家の全半壊またはこれに準ずる被災をした人
- ② 主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った人
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止または休止した人
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入のない人

※後日、町が申告の内容を確認し、猶予された窓口負担を免除します。

※この取り扱いは7月末までです。

☎ 健康・保険課 国民健康保険係 ☎(232)4912

☎ 介護保険課 介護保険係 ☎(232)2508

公共料金の減免措置 (電気・ガスなど)

災害で被害を受けた被災者に対して、使用料や電気、ガス、電話料金などの公共料金が軽減・免除されることがあります。

詳しくはお問い合わせください。

☎ 九州電力(株)大津営業所 ☎0120(986)602

☎ 西部ガス ☎0570(000)312

☎ NTT西日本 ☎116
☎0800(2000)116

☎ NTTドコモ ☎0120(80)000

☎ au ☎0077(7)111

☎ ソフトバンク ☎0800(919)0157

相談

九州全県司法書士会による熊本地震無料電話相談

「ローンの支払いが続けられるか不安」「余震が怖くて賃貸アパートを退去したけど、中途解約はできるのか」「私が利用できる支援策はどのようなものがあるのか」などの悩みを気軽に相談してください。

■日時 毎日(土日・祝日含む)午後4時～7時

■相談電話番号 ☎0120(863)123

雇用・労働関係の特別相談窓口

■相談内容の例

- ① 助成金の支給申請、雇用の安定
- ② 地震の影響を受けた事業主の新卒採用
- ③ 労働条件、労災補償など
- ④ 事業の休業などを行わなければならない場合

⑤ 失業給付の受給

☎ ハローワーク菊池 ☎0968(24)8609
熊本労働局 ☎(211)1701

被災農林漁業者の金融支援相談

農業・林業・水産業の分野で災害時に利用可能な制度資金と既存借入金の償還条件緩和制度を紹介します。

☎ 県農林水産部 団体支援課 金融班 ☎(333)2371

こころの健康相談電話

誰でも心が傷付いたときは体と心にさまざまな変化が起こります。長期間続くなど心配なときは相談しましょう。

☎ 県精神保健福祉センター ☎(386)1166

☎ 県中央児童相談所 ☎(381)4451

☎ 県北部発達障がい者支援センター ☎(293)8189

菊陽町に対する義援金

平成28年熊本地震の被災者を支援するための義援金を受け付けています。皆さまのご理解とご支援をよろしくお願ひします。

■義援金受け入れ口座名義

菊陽町熊本地震義援金 菊陽町長 後藤 三雄
(キクヨウマチクマモトジシギエンキン
キクヨウチヨウチヨウ ゴトウ ミツオ)

■銀行名・口座番号

肥後銀行 菊陽支店 普通 324159

熊本銀行 菊陽支店 普通 3051879

■受付期限 6月30日(木)

☎ 会計課 ☎(232)4915

税・保険料の減免など

町税

■納付期限の延長

固定資産税と軽自動車税の納付期限を延長します。

・固定資産税

期別	延長前の納期限	延長後の納期限
1	5月31日	8月1日
2	8月1日	9月30日
3	9月30日	11月30日
4	11月30日	平成29年1月31日

・軽自動車税

期別	延長前の納期限	延長後の納期限
全期	5月31日	8月1日

※納税通知書には、延長前の納期が記載されています。

■減免

申請に基づき減免を受けられる場合があります。

・固定資産税 被災した家屋・償却資産などの被害割合により減免

・町民税・国民健康保険税 合計所得が1,000万円以下の

人に対し、被災した住宅や家財の被害の割合により減免

・軽自動車税 被災した軽自動車の被害の割合により減免

■必要書類 申請書など

☎ 税務課 ☎(232)4911

ご注意ください

災害に便乗した契約トラブルや詐欺が発生する可能性があります。高額な屋根修理契約、自動音声の不審な電話、アダルトサイトの架空請求、義援金詐欺などの相談が多数寄せられています。不明な点があればご相談ください。

☎ 総合政策課(月・木曜日：午前10時～午後4時)

☎(232)2112

☎ 県消費生活センター(平日：午前9時～午後8時、土日・祝日：午前9時～午後5時)

☎(383)0999

☎ 国民生活センター 熊本地震消費者トラブル110番(毎日：午前10時～午後4時) ☎0120(7934)48

☎ 熊本県弁護士会による電話相談 ☎0120(587)858

☎ 県青年司法書士会 クレサラ&震災問題110番(月・木曜日：午後6時～8時) ☎(364)0800

国民年金保険料

住宅、家財、その他の財産の被害額がおおむね2分の1以上の損壊を受けた人は、申請に基づき、国民年金保険料の全額または一部が免除されます。

※口座振替を利用している人で、被災で今後保険料納付が困難な人は、熊本西年金事務所 ☎(355)3261へご相談ください。

☎ 町民課 ☎(232)4914

後期高齢者医療保険料・介護保険料・保育料

住宅が全壊または半壊の被害を受けたなどの要件に当てはまる場合、申請に基づき減免などが受けられる場合があります。

り災証明書の判定区分が全壊または半壊の人には後日、通知をお送りします。通知内容を確認して申請書などを提出してください。

※住宅の全壊または半壊以外にも減免などの要件がある場合は、詳細が決まり次第、「広報まきよう」などでお知らせします。

【後期高齢者医療保険料】

☎ 健康・保険課 ☎(232)4912

【介護保険料】

☎ 介護保険課 ☎(232)2508

【保育料】

☎ 子育て支援課 ☎(232)2202

生活復興支援ボランティアセンター

菊陽町災害ボランティアセンターは、5月21日以降、「菊陽町生活復興支援ボランティアセンター」として皆さんの実情に合った復興支援をしていきます。まずはご相談ください。

■相談内容

- ・まだ少し震災による家の片付けが終わっていないので手伝ってほしい。
- ・1人で不安なため、話し相手になってほしい。
- ・どこか集える場所があればいいな。
- ・同じ境遇の人と交流できたらな。

☎ 菊陽町社会福祉協議会

菊陽町生活復興支援ボランティアセンター

☎090(8348)2564

☎090(8348)3296

※掲載している支援制度は一部です。他にもありますのでお問い合わせください。